

関城西小学校いじめ防止基本方針

筑西市立関城西小学校

1 目 的

児童の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

(1) 学級担任等

- ①いじめが起きにくい学級風土づくり（心の居場所のある学校、学級）に努める。
- ②授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける、活躍できる場をつくり出す。
- ③日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てていく。
- ④日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ⑤はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ⑥一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑦インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から情報を収集し、その把握に努める。また、パソコンやインターネットの利用時には、情報モラル教育を常に意識して指導にあたる。
- ⑧定期的に教育相談や個別面談を行い、児童の心身の状態を把握しておく。
- ⑨日頃より保護者との信頼関係を構築し、何でも相談しやすい関係を築いておく。
- ⑩教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) 養護教諭

- ①学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ②保健室への来室者の様子から、心身の状態を把握しておく。

(3) 生徒指導担当教員

- ①いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ②日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(4) 管理職

- ①全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ②学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ③児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ④いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)
- ⑤未然防止は、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、危機感を実感しにくい。また、起きていない事象への取組の場合、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発を図っていく。

5 早期発見のための取組

(1) 学級担任等の取組

- ①日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう的確に情報を把握する。
- ②休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ③個人面談や家庭確認の機会を活用し、教育相談を行う。
- ④保護者との信頼関係を構築し、気にかかることを相談し合えるようにする。

(2) 養護教諭

- ①保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

(3) 生徒指導担当教員

- ①定期的なアンケート調査(月1回、各学級)やチェックリストの活用(学期1回、各学級)に計画的に取り組む。
- ②定期相談〔教育相談(6月・10月)、二者面談(7月)]、〔チャンス相談(適宜)]など相談体制を整備する。
- ③保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ④休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。
- ⑤職員の中心となって、インターネットを通じて行われるいじめの情報収集に努める。
- ⑥いじめ防止対策委員会での情報交換をする。(学期1回)

(4) 管理職

- ①児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ②学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

6 関係諸機関との連携

(1) 保護者

学校は、児童の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

学校は、校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員・青少年相談員や地域住民と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では、指導が十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は直ちに警察に通報する。協力を得ながら対応する

(4) 学校以外の団体

学童・塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合は、当該団体等の責任者と学校が連携して対応する。

7 いじめ防止対策委員会の設置

(1) いじめ防止対策委員会

①本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭で構成する。

②本委員会は、学期1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

①本協議会の構成員は、下記の通りである。

学校（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭）、PTA会長、学校評議員、主任児童員で構成する。

②本協議会は、年間1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

(1) いじめの事実を確認する。

①情報を集める

・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。被害児童の保護を第一とする。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）

・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

・教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。

・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) いじめ防止対策委員会を開催する。

(3) 加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。

①指導・支援体制を組む

・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）

・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(4) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。

・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(5) 市教育委員会へ報告する。

(6) いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。

・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

- (7) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
 - ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
 - ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。
- (8) 再発防止のための見守り体制を充実させる。
- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
 - ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- ・インターネットを通じて行われるいじめが起こった場合は、情報を収集し実態を把握するとともに、加害児童、被害児童に適切な指導・支援を行う。

9 重大事態への対処

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（自殺の企画、身体への重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性疾患の発症等）
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
（年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握すること）

(1) 重大事態の調査と報告

- ①いじめを背景とした重大事態については、以下のことを詳細にかつ速やかに調査し、「いじめ重大事態報告書」にて教育委員会に報告する。

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| ・いじめが行われた期間 | ・加害者と被害者の氏名 | ・いじめの態様 |
| ・いじめを産んだ背景事情 | ・児童の人間関係 | ・学校や教職員の対応等 |

- ②報告後、教育委員会からの指導を受け、適切に対処する。

(2) 学校主体の調査について

- ①事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- ②いじめ防止対策委員会を開催する。
- ③いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- ④市教育委員会へ報告する。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署と連携して対応する。
- ⑥懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- ⑦被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ⑧いじめ防止対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

- ・いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。